

ざるはなし、然るに今その子を蒸し焼きにして、君に進むるか如き、我が子に於ける實に薄情の人物なれば、安そ能く君を愛せんや、公の曰く然らは何人が可なるぞ、隰朋こそ然るべし、その人と爲りや心中堅固にして、外に發する品位は、廉直にして内外共に毅然たる人物なり、夫れ中堅固なるときは、人の儀表とするに足る、外廉直なれば諸事万端公平なる故に、樞機に參すべし、殊に直道と多信とを平生心掛くる人物なれば、國民は無論隣國までも信任和睦することを得べきなりと、桓公是に於て大に管仲の言を信じ、その如く隰朋を用ひんと云はれたり、以上を六〇大段中の一小段とす、一小段は桓公と管仲との問答を叙し、その中自ら齊國の臣下に於ける人物の優劣を言外に見せり、

居、一年餘、管仲死、君遂不用隰朋、而與堅刁、刁蒞事、三年、桓公南遊、堂阜、堅刁率易牙衛公子開方及大臣爲亂、桓公渴餒而死、南門之賤、公守之室、身死、三月不收、蟲出於戶、故桓公之兵橫行天下、爲五伯長、卒見殺於其臣、而滅高名、爲天下笑、者何也、不用管仲之過也、故曰、過而不聽於忠臣、獨行其意、則滅其高名、爲人笑之始也。

(字義) 與堅刁とは、政權を堅刁に與へるを云ふ、〇渴餒とは、饑餓するを云ふ、〇公守之室、

之室の公の字は兵の字の誤なり、〇五伯の伯字は、諸侯に長たるものを云ふ、即ち齊の桓公、宗の義公、晋の文公、楚の莊主、秦の穆公なり、〇高名とは、著名なる聲譽を云ふ、

(講義) 桓公は管仲の言を聞かれて、一年程歴て後、管仲遂に死せしかば、桓公遂に管仲の言を棄て、用ふべき隰朋をば棄て、堅刁に政を與へり、是に於て堅刁政に參し事を乘ること殆ど三年の久に及へり、偶、桓公南の方堂阜に遊ぶ、當時堅刁不軌の心を蓄へ、易牙并に衛の公子開方及び大臣を率ゐて、桓公を襲撃せんとせり、桓公遂に流離間關饑餓の餘、漸く己の南門に還り、宮に入らんとせしかば、堅刁已に宮を閉鎖して入れざるを以て、その儘死するに至れり、桓公死すると同時に群公子互に位を争ひ、公の在世の如くにして、喪を秘し兵を以て其の室を守りしかば、死屍久しきを歷て、臭氣甚しく腐敗の餘、屍に蟲生し戶外まで溢るゝに至れり、初め桓公は征伐の權を有し、南征北伐して天下に横行し、五伯の長となり、卒にその臣下に殺されて高著なる聲譽を失ひ、天下の笑と爲る、然る理由は何ぞや、則ち管仲を用ひざるの過失より來たれるなり、余故に曰く、過ちて忠臣に聽かず、獨り

己れの意見に任し事を行ふときは、その高名を滅没して、天下後世の醜辱を招くと以上を六、大段中の二小段とす、二小段は一小段管仲の隰朋を推舉せしに反して、桓公の堅才に任せし結果を叙列し、以て過而不聽於忠臣の句を呼應結束せしなり。

奚謂内不量力。昔者秦之攻宜陽、韓氏急。公仲朋謂韓君曰：「與國不可恃也。豈如因張儀爲和於秦哉？因賂以名都而南與伐楚，是患解於秦而害交於楚也。」君曰：「善。」乃警公仲之行將西和秦。楚王聞之，懼，召陳軫而告之曰：「韓朋將西和，秦今將奈何？」陳軫曰：「秦得韓之都而驅其練甲，秦韓爲一，以南鄉楚。此秦王之所以廟祠而求也。其爲楚害必矣。王其趣發信臣，多其車重，其幣以奉韓，曰：『不殺之國雖小，卒已悉起。願大國之信意於秦也。』」因願大國令使者入境，祝楚之起卒也。韓使人之楚，楚王因發車騎，陳之下路，謂韓使者曰：「報韓君言，弊邑之兵今將入境矣。使者還報韓君，韓君大說，止公仲。公仲曰：『不可。夫以實告我者，秦也。以名救我者，楚也。聽楚之虛言而輕聽，盡秦之實福，則危國之本也。韓君弗聽。公仲怒而歸，十日不朝。宜陽益急。韓君令使者趣卒於楚，冠蓋相望而無至者。宜陽果拔爲諸侯笑。故曰：『内不量力，外恃諸侯者，則國削之患也。』」

(字義) 内不量力とは、國內の何如を顧みざるを云ふ。○與國不可恃とは、隣國の依頼す可らざるを云ふ。○警公仲之行とは、韓國の使者公仲の行路を護衛するを云ふ。○驅其練用とは、其精兵を驅逐するを云ふ。○廟祠とは、祖先の廟所を祭祀して、事情を告ぐるなり。所謂大事必告于廟是なり。○信臣とは、王の信任せる臣下なり。○奉韓の奉の字、一本臻に作る、從ふべし。○願大國之信意於秦の信の字、仲の字は音通して、「フ」と訓すべし。即ち己れの意を伸へ、力を張るを云ふ。○冠蓋相望とは、使者の衣冠を着け、車に乗せし様を冠蓋と云ふ。即ち使者の行くと、歸るとか、相連り續くなり。

(講義) 何をか國力の何如だも顧みず、唯強諸侯にのみ依頼すと云ふに、之を事實に徴するに、昔秦國の西方に兵を出し大に韓の宜陽を攻むるや、韓主は之に恐懼避易の際、その臣下の公仲朋と云へる一人、其君に對つて曰く、吾か山東諸國の同盟の力は、此の危急の際恃むに足らず、寧ろ秦國の信任せる張儀に因りて和を秦國に入るゝに如かず、若し果して和を入れんとなれば、秦に賂ふに名都を以てして、南方楚國征伐に應援せん、然るとき秦人我か韓國征伐の鋒を楚に轉せん、是ぞ韓

國の患は解けて楚に移るの次第なりと、韓君大に賛成し、そこで公仲の道中を警固して、西の方秦國に行かしめて和を媾せしめんとせり、韓國朝秦と和を媾するに至れば、楚國忽ちその患害を被ること故に楚王直ちに陳軫を召し、之に告げて曰く、今韓の公仲朋は、秦に來りて媾和同盟せんとせり、奈何せば可なるやと、軫對へて曰く、彼の秦國一朝韓より賂ひしどころの、韓の名都を得且つ秦韓協力してその精兵を驅逐し南下して、楚に郷ひ、我か本國を横領せんとする策略は、秦王の祖廟に告げて求る決心を有するとなれば、その楚の患害を爲すは必定千萬なり、王其れ速かに使者を發し、その幣物を數多車に積み載せて、韓國に臻りて言はしめよ、余か國は貴國に對すれば實に小國なりと雖も、既に已に貴國を援ひて秦國を防ぐ兵を發せり、若し我か援兵と貴國の兵と、力を協せて秦に當らは、必らず秦に克たん、是れ貴國の患除かれて、己れの威を秦に伸ふる次第なり、付ては貴國は使者をして試みに我か國境に入らしめよ、我か楚國は必らず貴國に應援せんと、楚王因て車騎を發し、之を下路に陳列せしめ、正しく援兵派遣の状を示し、韓の使者に謂つて曰く、足下歸り韓君に報せよ、我楚國の援兵、今まさに貴國に入らんと

すと、韓君その言を聞き、兼て秦國に使せんと用意せし所の公仲の行を止めたりしかば、公仲韓君に謂つて曰く、夫れ秦韓協力して、楚國を討せんとの實意を以て告ぐるものは秦國なり、表面上我を救はんとして、その實一時の急を逃れんとするものは楚國なり、楚國の虚言を聽きて、輕しく疆秦の我か本國を怒り、伐てる禍を更に求むるは、是れ國を危ふするの本ならずやと、諫言せしも、韓君之を聽き入れざりしかば、公仲大に怒りて歸り、十日の間も朝覲せざりし時に、秦は益兵を出たすこと急なりしかば、韓王是に於て使者をして援兵を楚に求むること甚切迫なるが爲め、往來の使者旁午絶えざりしも、敢て還り至るものなし、是に於て宜陽果して陥没して、遂に天下諸侯の笑と爲るものは何そや、是れ他なし、自から國力の何如を顧みず、徒に諸侯の應援を待みにするは、國削らるゝ患を招くなり、以上を七○大○段○と○す、七○大○段○は○韓○國○の○楚○の○援○兵○の○み○を○待○み○に○す○る○を○擧○げ○て○、内○不○量○力○外○恃○諸○侯○則○國○削○之○患○也○の○句○を○以○て○結○束○と○爲○し、冒○頭○の○奚○謂○不○量○力○の○句○に○呼○應○説○明○せ○し○な○り、

奚謂國小無禮、昔者晉公子重耳出亡、過於曹、曹君袒裼而觀之、盪盪焉與叔瞻、侍於前、叔

臆謂晉君曰。臣觀晉公子。非常人也。君遇之無禮。彼若有時。反國而起兵。即怨爲曹傷。君不如殺之。曹君弗聽。釐負羈歸而不樂。其妻問之曰。公從外來。而有不樂之色。何也。負羈曰。吾聞之。有禍不及。禍來速。我今日吾君招晉公子。其遇之無禮。我與在前。吾以是不樂。其妻曰。吾觀晉公子。萬乘之主也。其左右從者。萬乘之相也。今窮而出亡。過於曹。曹遇之無禮。此若反國。必誅無禮。則曹其首也。子奚不先自貳焉。負羈曰。諾。

(字義) 袒裼とは(はたぬき)にするなり。○有禍不及。禍來速。我とは、主君に幸福のことあれは、その臣下は關係せざるも、禍殃の君の身に及ぶときは、臣下の分として之を引き受くべきなり。○萬乘之主とは、元來天子の畿内車萬輛を出たす資格を有するなれば、天子を指す。然し當時諸侯僭號せるなれば、こゝの處は天子と視爲さすして、諸侯と視爲すへし。○曹其首とは、曹國が第一、その征伐の衝にあたるなり。○不先自貳とは、二心を抱き、晉公子に従ふべきを云ふ。

(講義) 何をか我が國の弱小をも顧みずして、諫臣の言を用ひさるか。と云はんに、之を事實に徴するに、昔者晉の公子重耳、我が晉國を出奔し、曹國を過りしとき、曹君之を袒裼せしめて、その體貌を見んとせしかば、釐負羈は叔瞻と君前に在りて諫

言して曰く、臣今日彼の晉の公子の容貌を觀るに、尋常の人にあらず、必らず他日事を爲す人傑ならん、然るに君は彼の公子を裸體にして、その體格の何如を觀んと欲す、無禮殊に甚し、果して然かするなれば、彼の公子一朝時を得て本國に反りて兵を起すことにてもある、其際には必らず、此の怨を報せんとして、曹國を征伐するに至るならん、故に他の憂を遣さんより寧ろこゝにて之を殺すに如かすと、言上せしも、曹君之を聽き入れざりしかば、釐負羈と云へる臣下、その様子を聽き、朝廷より歸りて樂ます、快々としてありければ、其妻之を問ふて曰く、今朝より還り來りて樂まするの色あるは、何故なるか、曰く古に云はずや、主君に吉事あるは、兎も角も、禍は必ず臣下の之に關係すべきものなり、然らば今日我が君の晉の公子を遇する實に無禮の至りなり、我その事に關係せる故に、他日晉の公子の怨を報するならんとて、心中之を思へるなりと、妻の曰く、晉の公子の威嚴は、萬乘の主たるべき品位具はり居れり、殊にその從屬せる臣下の輩皆通常人にあらず、臣下たるべき資格を有せり、今日彼の君臣本國を出て困厄窮乏して、曹國を通過する際、かくの如く無禮を加へたる怨は、必らず第一に我が曹國に報ひ來らん、子請ふ

速かに曹國を去り、晋の公子に從へ、その臣下たるへしと以上を八大段中の一小段とす。一小段は爰謂國小無禮の句を曹國の重耳を無禮遇せし事實を以て説明せしなり。

負羈曰。諾。盛黃金於壺。充之以饗。加璧其上。夜令人遺公子。公子再拜受其饗而辭其璧。公子自曹入楚。自楚入秦。三年。秦穆公召群臣。而謀曰。昔晉獻公與寡人交。諸侯莫弗聞。獻公不幸。離群臣。出入十年矣。其嗣子不喜。吾恐。此將令其宗廟不祓除而社稷不血食也。如是。弗定。則非與人交之道。吾欲輔重耳而入之。晉何如。群臣皆曰。善。公因起卒。革車五百乘。騎二千。步卒五萬。輔重耳入之。於晉。立爲晉君。重耳即位三年。舉兵而伐曹矣。因令人告曹君曰。憑叔瞻而出之。我且殺而以爲大戮。又令人告盪負羈曰。軍旅薄城。吾知子不違也。其表子之閭。寡人將以爲令。令軍勿敢犯。曹人聞之。率其親戚而保盪負羈之閭者七百餘家。此禮之所用也。故曹小國也。而迫於晉楚之間。其君之危。猶累卵也。而以無禮。流之。此所以絕世也。故曰。國小無禮。不用諫臣。則絕世之勢也。

(字義) 充之以饗とは、壺に盛るに飯を以てするなり。○離群臣とは群臣を打ち棄て逝く、即ち獻公死せしを云ふなり。○祓除とは掃除と云ふが如し。○騎騎の騎は、等

の字と同義にて、騎馬隊皆等しく精練なるを云ふ、即ち精騎と云ふが如し。○憑叔瞻とは、叔瞻は人名、憑とは之を城中に縛籠するなり。○子之閭とは門戸の義にて、郷里と云ふが如し。○保盪負羈之閭とは、盪負羈の郷里に於て保護するなり。

(講義) 盪負羈か乃ち妻の言に感し、晋の公子重耳の心を獲んか爲めに先づ黄金を壺に盛り、其上に充つるに飯を以てして璧を備へ、夜竊かに人をして公子に遣らしむ。公子使者を見、再拜してその饗を受けて璧だけは辭せられたり、是に於て曹より楚に入り、楚より秦に入ること三年、秦穆公は群臣を召し謀りて曰く、昔晋の獻公の寡人と交際したりしことは、諸侯皆聞かざるものなし、然るに獻公は不幸にも群臣を棄て、はなれしと彼此十年程経過せり、然るにその公子等、不和を構へたれば、吾の恐るゝは其宗廟たも掃除もせざるのみならず、猶其宗廟の祭祀を絶えるならん、是の大切なる宗廟が最早こゝに至るを見て居りながら救ふてその難を定めざるは、人と交際するの道にあらざる、吾は重耳を救ひ輔けて之を晋に入れ、その位を定めさせんとす、この義何如と、群臣の賛成を得て、重耳を秦に護送するの師を起す、その時革車は、凡そ五百輛、精騎凡そ二千、步卒凡そ五萬ばかりの

警衛にて之を晉國に引き入れ立て、晉君と爲せり、重耳位に即くの三年、兵を擧げて曹を伐ち、人をして曹君に告げしむらく、汝の臣下叔瞻を捕縛して城上より懸け下すへし、我之を誅戮して我を殺さんとしたりし恨を雪かんと、又盪負羈に告げしむらく、軍旅已に城にせまれり、吾は足下の敢て君に違心を抱きて去らざる實底心あるを知れり、故に今日吾は子の閔に於て子の忠貞の心を發表せんとて、軍に令して敢て犯すなからしむ、曹人之を聞きてその親戚を率ゐて、盪負羈の門閭を警衛保護するもの七百餘家の多きに達せり、此れは蓋し盪負羈の平生禮を用ひて晉の公子重耳を待遇せんとしたりしか爲めなり、殊に曹國は小國なり、晉楚の間に位し、無禮を以て兩國に對すれば、必らず其兵鋒を直ちに引き受くるに至る、その危険なることは雞卵を積み層ゆるか如きよりも危き次第なり、こゝに理を辨へず、無禮を以てかく大國の公子に蒞めるは必らず、己れの國を亡すに至る理は明々了々なり、余故に云ふ小國か大國の間に介在して、禮を以て事へず、又諫臣の言を用ひざるときは、必らず社稷宗廟を滅亡するに至るなりと、以上を八大段中の二小段とす、二小段は晉の公子の曹國を征し、前年の怨を報せしを叙

述し、以て國小無禮、不用諫臣、則絶世之勢也の二句を結束とし、冒頭の國小無禮の一句を回顧せり、其牀裁文の法と爲すへし、此の十過篇は每篇この法を用ひ、人君の政を行ひ人に任するもの少し防檢せされは、かくの如く實事的の禍を被むるとて、讀者をして深く注意を喚起せしめたり、

◎孤憤

暗黒にありては、重臣威權を弄し、賄賂公行し、法術直道の士は、その材用を有するも時に容れては、孤獨にして終る、士生の抱玉して長號せしと、同様に、韓非法術の學を有し、この暗黒時代に於て、一も設施するなく、一生を終らんとするを憤慨し、此篇を草す、故に之を名けて孤憤と云ふ、要するに自己の世に容れられざりしを憤慨せしより、名けしものなり、

○主意

智術能法の士は、疆毅勁直にして、大臣の陰情を燭するを以て任と爲す、然るに、當塗大臣は、威權を弄し、法に反し、私利を營み、國を耗し、家を利する上に、君の心を得るを以て、如何程疆毅勁直なる能法の士と雖、其法術

を行ふ能はず、當塗者をして、人主を暗愚にし、遂に國家をして危削ならしらしむるに至るを云ふ、即ち重人也者、無令而擅爲、虧法以利私、耗國以便家、力能得其君、此所謂重人也、智術之士、明察聽用、且燭重人之陰情、能法之士、勁直聽用、且矯重人之姦行、故智術能法之士、用則貴重之臣、必在細之外矣、一小段此の篇の綱領たり、末段に大臣挾愚汚之人、上與之欺下、下與之收利、使漁朋黨、比周相與、一口惑主、敗法以亂士民、使國家危削、主上勢辱、此大罪の句を置き、綱領中重臣の君を得、能法之士を罷そけし結果を以て一篇を收束す、その文格并に、眞に法度細墨ありと謂ふへし、古人亦此篇の文法の整然規律あるを稱すらく、此の孤憤の篇は、架柱あり、眼目あり、起結あり、收結あり、照應あり、部勒齊整、句適し、章妥かなれば、誰か古文に規律なしと謂はんや、と實に適評と謂つへし、讀者亦輕過する勿れ、智術之士、必遠見而明察、不能燭私、能法之士、必強毅而勁直、不能矯姦、人臣循令而從事、按法而治、官非謂重人也、重人也者、無令而擅爲、虧法以利私、耗國以便家、力能得其君、此所謂重人也、智術之士、明察聽用、且燭重人之陰情、能法之士、勁直聽用、且

矯重人之姦行、故智術能法之士、用則貴重之臣、必在細之外矣、是智法之士、與當塗之人、不可兩存之仇也。

(字義) 不能燭私とは、人の私惡を察識する能はざるを云ふ、〇不能矯姦とは、人の姦事を正ふすること能はざるを云ふ、〇重人とは、當塗事を用ふるの臣にして、威權重きものを云ふ、〇在細之外とは、法度の範圍外にあるものにて、不法者を云ふ

(講義) 法律に智識を有する士は、智慮遠見にして、万事に明察なり、若し明察ならざるときは、姦威私曲を洞察すること能はず、又能法の士は、その性質剛毅にして、勁宜なり、然らざれば、その姦物姦人を律に當て、矯正すること能はざるなり、然らば、その法を主るものは、何人か、人臣が之を執行するものか、蓋し人臣たるものは、君の命令を循行して、その事に従ひ、法を取り調べて、その法に違はざる様にし、自己の職務を治むるものにて、之を執行するものは、當時威權重き近臣といへども、其之を行ふべきものにあらざるなり、然るにその威權を弄する重人は、法令の範圍内に立て、擅に之を行ひ、又法律の範圍を濫りて、己れの姦惡なることを爲し、國家の元氣を衰耗して、己の家の便利を圖り、力能くその君の心を得て、信任せら

るゝなり之に反し法術の士は元來その人明察なるを以て君に聽用せられし上に彼の權威を弄する重人の陰事陰情を摘發するものなるか故に智術能法の士用ひらるゝときは貴重の臣はその行ふ所の事一として法律の範圍内にあるものなり皆私曲の事を爲せしもの多ければ勢之を矯正するに法を以てせざるべからず是に於て法術の士と當路者と必らず仇敵視するに至り勢その位に立つべからざるに至るなりと以上は一大段は能法の士と當路者との性行を説きその相容れざるを論叙せり是を此篇綱領のある所と爲す

當塗之人擅事要則外内爲之用矣是以諸侯不因則事不應故敵國爲之訟百官不因則業不進故群臣爲之用郎中不因則不得近主故左右爲之匿學士不因則養祿薄禮卑故學士爲之談也此四助者邪臣之所以自飾也重人不能忠主而進其仇人主不能越四助而燭察其臣故人主愈弊而大臣愈重凡當塗者之於人主也希不信愛也又且習故若夫郎主心同乎好惡固其所自進也官爵貴重朋黨又衆而一國爲之訟則法術之士欲干上者非有所信愛之親習故之澤也又將以法術之言矯人主阿僻之心是與人主相反也處勢卑賤無黨孤特夫以疏遠與近愛信爭其數不勝也以反主意與同好爭其數不勝也以輕

賤與貴重爭其數不勝也以一口與一國爭其數不勝也法術之士操五不勝之勝以歲數而又不得見當塗之人乘五勝之資而且暮獨說於前故法術之士奚道得進而人主奚時得悟乎

(字義) 事要とは樞機なり○外内とは外は百官を謂ふ内は君の左右を云ふなり○敵國訟の訟の字は頌と同義にて大國の功德を敵國より頌するを云ふ猶韓操の漢に於けるか如きを云ふ○學士爲之談とは威權を弄するものゝ爲めに譽め賞するを云ふ○左右爲之匿とは君の左右近侍は重人に因りて人主に近く故にその姦惡をは隠蔽するなり

(講義) 法術の士は在廷の重臣と相仇視するの理由は何と云ふに當塗者もし樞機を握り威權を美し黜陟廢立その手にあるときは百官諸有司皆之に諂諛してそれが爲に働き味方と爲る又隣國諸侯或は來り事を求むる際に當塗のものに因らざれば其述請意の如くならざるを以て先づ之か功德を頌揚して其君をして益依頼心を引き起さしむ百官諸有司之に因らざれば己れ擔任せるところの業進まず故に羣臣之が用を爲し左右郎中之に依頼せざれば人主に疏せられ主に

近くことを得ず、故に左右近侍、その徳を稱するとも其姦惡なることをば、益秘して發表せざるなり、學士といへども之れに依頼せざれば養祿俸額の増加せざらんを恐れ、遂に心ならずも重人の爲めに稱揚するに至る、以上この諸侯なり、百官なり、郎中なり、學士なり、この己れの助け人を引き入れ、爪牙と爲し、以てその徳を飾り立てり、故に重臣は己れに反對する法術の士を進めて、法律を實施して、その君を思ふの忠實心ありて、反對家を進めしむると能はず、又人主もこの四人爪牙を置きて、その言を斥ぞけて、その重臣の姦惡を洞察するの器量を具へる人君は殆ど希なり、是を以て、人主は其耳目を愈、壅蔽して、大臣は愈、重せらるゝに至る前陳の如き故を以て、當塗者は人主に對しては、信愛せられざるなり、且大臣久しく樞要に居るを以て、朝廷の故事典禮に習し、殊に近侍郎中とは、好惡を同ふし、一身同體の情况あり、又その重臣の官爵は重く、徒黨は衆多なるを以て、姦惡私曲の事至らざるはなし、其甚しきに至りては、國人を塗炭に苦しむるを以て、國人その冤を訴ふるも、人君もその徒黨と勢力とを畏れ、之を何如ともする無きに至れり、之に反し、法術の士は固より信愛せる親臣や、又朝廷故事曲禮に習へると云ふにあ

らず、然るに法律を以て人君諂諛阿曲の心を正さんとす、是を第一に人主と相反するなり、夫れ黨與も勢力も無きものが、主君の寵信を得るものと争ふは、其數必らず勝つ能はざるなり、又法術の言は、必らず僻邪を正すを以て事とする、故に主君の意に反するなり、身分は軽く位は卑きを以て、身分貴重なるものと争ふ、その理必らず勝つ能はず、一人を以て衆多の黨援あるものと争ふ、其不可五なり、以上五件は、皆我に無くして彼に有る事なれば、到底我か法術を行ふ能はず、此の五件を有して、朝夕我か事を人主に讒譖せる時にありては、何如程我か辯舌を弄するも、人主何を悟るを得んと、以上を二大段とす、二大段は當塗者と法術の士と氷炭相容れざる理由を説きしなり。

故資必不勝而勢不兩存、法術之士焉、得不危、其可以罪過、誣者公法而誅之、其不可被以罪過者、以私劍而窮之、是明法術而逆主上者、不僂於吏誅、必死於私劍矣、明黨比周、以弊主、言曲以便私者、必信於重人也、故其可以功伐、借者、以官爵貴之、其不可借以美名者、以外權重之、是以弊主上而趨於私門者、不顯於官爵、必重於外權矣。

(字義) 以私劍而窮之、とは刺客をして之を刺し殺さしむるを云ふ、○不僂於吏誅の

僂の字は戮と同じ、役人をして誅罰せしむるを云ふ。○朋黨比周とは黨與互に結托するを云ふ。○弊主の弊の字は蔽と同字にして主君の耳目を壅蔽するを云ふ。可以功伐借とは功名手柄のありて、その人に官爵を與ふべきものを云ふ。○外權とは諸侯の權力を云ふ。

(講義) 以上の次第故に、法術の士は根本的必らず當塗者と兩存せざるなれば、法術の士は愈、其身危からざるを得ず、是の故に若し法術の士にして過失の匿罔すべきあるあれば、公法を藉りて是を誅戮す、然らざれば刺客をして劍を以て其生命を窮殺せしめんとするに至る、勢是に至るは、これぞ法術を明にして、主上に益、逆ふの理なれば、是ぞ吏誅を免れざれば、必らず私劍の爲めに生命を斃すに至るなり、當塗者は朋黨相互に結託して、人主の耳目を壅蔽し、私曲姦惡の事に關係して當塗に阿る所のものは、當塗の大臣之を重んず、且つ大臣の羽翼爪牙となるべき人物は、何如に之を籠絡せんと云ふに、功伐あるものには官爵を以て之を貴ふし、又其功伐なくして名譽ある官爵を與ふること能はざるときは、一二の諸侯の權力を以て主君に迫らしめて、之を尊重して己れの恩を賣り以て秘惡姦汚の行事

を議するなからしむ、是を以て主君の明を蔽ひて、權門富貴の家に往來するものは、必らず名爵を得て尊重せらるゝに至る以上を三段とす、三段は當塗重臣の人を籠絡するに高爵を以て之に與へてその行事を議するなからしむる手段を云ふ。

今人主不合參驗而行誅、不待見功而爵祿。故法術之士安能蒙死亡而進、其說姦邪之臣。安能蒙死亡而進、其說姦邪之臣。肯乘利而退其身。故主上愈卑、私門益尊。夫赴雖國富兵彊、中國之主皆知無益於己也。曰非吾所得制也。今有國者雖地廣人衆、然而人主壅蔽大臣專權。是國爲越也。知不類越而不知不類其國不察其類者也。人主所以謂齊亡者、非地與城亡也。呂氏弗制而田氏用之也。所以謂晉亡者、亦非地與城亡也。姬氏弗制而六卿專之也。今大臣執柄獨斷而上弗知收、是人主不明也。與死人同病者、不可生也。與亡國同事者、不可存也。今毀蹟於齊晉、欲國安存、不可得也。

(字義) 參驗とは行事の正不正を參伍檢察するを云ふ。○見功の見の字は現の字と同じく現在功績の如何を云ふ。○是國爲越とは、即ち自國の他國と爲るを云ふ。○呂とは、齊國の姓なり。○姬氏とは、晉の姓なり。○毀蹟齊晉とは、齊晉の事蹟を踏む

なり。○六卿とは、晋國の六人の卿大夫にして勢力あるものなり。
 (講義) 今の人主は法術の何如なる人物なるかも、監査檢察せずして當塗重臣の言を信し、濫りに誅戮を行ひ、之に反して當塗者の推薦にかゝるものは、現在行爲の何如をも視察せずして、爵祿を與へるに至る、それ故に法術の士は元來強毅勁直の士なれども、死を冒かして其説を進むるに至らん、又姦邪の臣は主君已にかくの如くなるを以て安ぞ利を棄て、其身を退けんや、是を以て主君の耳目は益、壅蔽せられて、私門は益、尊くなるに至る、夫れ南方の越の國は國富み兵は強し、然れども中國文弱なる人君の到底統御すること能はざるものは、皆人の知る所たり、今國を有つものは、土地廣く人衆しといへど、人主その耳目を壅蔽せられ、大臣權を專にするに至れば、我が國といへども、我が國ならて中國の越國に於けると、一般なり、然るに人主己れの權力能く越を統御せざるを知れども、自國の既に已に大臣に支配されてその舊國にあらざるを知らざるなり、齊の亡ひし所以は、地と城と其の痕迹だも、存せざる様に亡滅せしにあらざり、呂姓なる齊公自ら能くその國を統御する能はずして、權力ある田常が樞機を掌とりて、專斷の極途に之を纂

せしなり、晋の亡滅せしも、其土地城郭の亡滅せしと云ふにあて、この晋王姬氏の統御すること能はずして、六卿の之を專にするはなり、今日大臣の政柄を取り、獨斷專横して、主上之を收め制せざるは、是れ人主の聰明を壅蔽さるゝの結果なり、死人と同じ病氣を疾む所のものは、其症悪しきを以て、到底生くる能はざるなり、亡國とその事柄を同様に、當塗者に任ずるものは、その國必らず存すべからざるなり、今日齊晋兩國の所爲に従ひ、權臣に制せらるゝものは、國の安存を欲せんとするも、到底得る能はざるなり、以上を四大段とす、四大段は前三大段の當塗者は人を籠絡するに高爵を以て己れの非を議するなきのみならざるを受け、此段は人主の聰明を壅蔽するを以て人主は法術の士に對しては參驂を合せずして、誅を行ひ、見功を待たずして、法術外の士を用ゐるを以て、法術の士は當世に容れられざるなりと、

凡法術之難行也、不獨万乘、千乘亦然。人主之左右不必智也。人主於人有所智而聽之、因與左右論其言、是與惡人論智也。人主之左右不必賢也。人主於人有所賢而禮之、因與左右論其行、是與不肖論賢也。智者決策於惡人、賢士程行於不肖、則賢智之士羞而人生之

論悖矣。人臣之欲得官者、其修士且以精潔固身、其智士且以治辯進業。其修士不能以貨賂事人、恃其精潔而更不能以枉法為治、則修智之士不事左右、不聽請謁矣。人主之左右、行非伯夷也、求索不得、貨賂不至、則精辯之功息而毀誣之言起矣。治亂之功、制於近習、精潔之行、決於毀譽、則修智之吏廢而人主之明塞矣。不以功伐決智行、不以參伍審罪過、而聽左右近習之言、則無能之士在廷而愚汚之吏處宮矣。萬乘之患、大臣太重、千乘之患、左右大信、此人主之所公患也。

(字義) 智者決策於愚人とは、智者の計畫を愚人によりて決定するなり。○人主之論

悖矣とは、論議の理に反するを云ふ。○以治辯進業とは、辯舌を弄し己れの事業を高尙にせんとするを云ふ。○精辯之功とは、智士辯舌を以て事を為すを云ふ。○不以參伍審罪過とは、參は比較なり、伍は照會なり、罪過を定むるに比較照會せず、想像を以て罪を決するを云ふ。○愚汚之吏とは、凡愚鄙劣の人物を云ふ。

(講義) 凡そ法律の行はれ難きは獨り万乘のみならず、千乘の國も亦行はれざるなり。何となれば人主の心に於ては、智者としてその言論を聽くは之を既に已に信すればなり、然るに又左右近傍の輩と、その信せし所の人物の言論を是非品評す、

是ぞその理、愚人と智とする人物を論する義ならずや。人主の左右近傍必しも賢者に限らざるなり、人主の人に於ける、已に賢なる所ありとて之を禮待せしのみ、又更に左右近傍のもの、その行爲を論するは、是は不肖と賢を論する義ならずや。既に智者の策略は、庸愚の士によりして決して賢士の行爲は不肖者によりて品評せられて決定することなれば、賢智の士はその朝廷に出仕するを羞ぢて、人主の論する事は悉く道理に反對するに至るなり。元來人の仕官せんとするものは、修身の士にありては、心中の潔白清麗なるを以て、その身を固ふし、智士は辯舌治術を以て、力を致すを事とするものなり、此の故にその品行正しき修士は、貨賂を以て人に事する能はず、又その精麗潔白を恃めるか爲めに、法を枉けても己れの事を治る能はず、智謀の士も、左右近傍に諂諛して請謁を容れて、己れの希望を達せんとする能はざるなり、已に人主の左右のものは、その行爲は伯夷の如く潔白ならず、賄賂請謁を欲する鄙劣家なるに、修士智謀の士は、その身心を固め、その欲望を充たし、應せざるより、左右近傍の士は、修士智謀の士は、意志の投合せざるより、智士はその謀を献せず、修士は朝に事へず、是に於てその餘弊、遂に治亂の上にて

關係し、樞機は左右近侍に制せらるゝに至る、又その行爲の何如を察せずして、左右近侍者の毀譽を以て、精潔の士を議するとき、精潔の士は朝を去りて、朝廷は悉く汚濁の士を以て充ち、遂に人主の聰明を壅蔽するに至らんとす、又功伐勳勞の如何を以て、其行事を議せば、その行事を議するに、參驗比較せず、罪過を論する亦然り、是に於て左右近習の言を聽くときは、益、無技無能の士、廷にありて、凡庸庸俗の吏、益、官職に居るなり、然る所以は、他なし、大臣の威權を弄するに基つて、是れ人君の大に患とすべき所なり、以上を五大段とす、五大段は、人主の參驗を待たずして、賞罰せし餘弊を述べしなり、

且人臣有大罪、人主有大失、臣主之利、與、相異者也、何以明之哉、曰、主利在有能而任官、臣利在無能而得事、主利在有能而任官、臣利在無能而得事、主利在有能而得事、臣利在無能而得事、主利在豪傑使能、臣利在朋黨用私、是以國地削、而私家富、主上卑、而大臣重、故主失勢、而臣得國、主更稱蕃臣、而相室剖符、此人臣之所以譎主、便私也、故當世之重臣、主變勢、而得固寵者、十無二三、是其故何也、人臣之罪大也、臣有大罪者、其行欺主也、其罪當死亡也、智士者、遠見而畏於死亡、必不從重人矣、賢士者、修廉而羞與奸臣、欺其主、必不從、

重人矣

(字義) 蕃臣の蕃は、藩と同字にて、臣下と云ふか如し、○相室剖符とは、大臣の符を割き、人に官爵を與ふるを云ふ、

(講義) 人臣は大罪を犯し、人主は大失敗を爲すに至る、その因由する所は、他なし、臣下の利とする所と、主君の利とする所は、各、異なればなり、蓋し主君の利とする所は、技能の臣下を選抜して、之れを官職に任するを以て得たりと爲すにあり、又臣下の利とする所は、之に反して己れの技能なくして、身分不相應の事を爲さんとするにあり、主人の利とする所は、勞功舉りて之に爵祿を與ふるにあり、臣下の利とする所は、勞功なくとも官爵を得んとするにあり、主君の利とする所は、豪傑の人にして材能を有するものを使はんとするにあり、臣下の利とする所は、朋黨相團結して、私利を營むにあり、人臣唯利に志す、故を以てその私領益、大に、人主の國土益、削奪せられて、當塗大臣の權力重く制すへからざるに至る、故に人主勢を失ふて、臣下は次第に國家を横領するの極、主君遂に臣下の爲めに制せられて、君臣位世を轉倒し、自ら臣下を稱するに至る、之に反し、當塗の大臣は、政柄を秉り符を

割き、人に官爵を授くるに至る。是れ人臣の詐謀を以て人主を誑誤籠絡し、私家の便宜を謀る所以なり。この故に今代の重臣は、皆主人の勢を左右することを得るが故に、主人の権力は悉く殺き取られ、主人反て臣を稱するに至る次第なれば、臣下の主人の爲めに忠を盡くし、その寵を固ふせんとするもの、十中二三の人も無く、皆主人を籠絡するの徒なり、かく臣下の爲すまじき分限に外つれ大罪を冒せる臣下なれば、その罪誅戮して然るべきなり、誅戮の罪を犯かして富貴を取らんとするは、法術の士の好みて爲さる所なり、殊に賢士は奸惡の臣下と事を共にして、その主を欺くことを羞つる、故に必らず當塗者には從はざるなり、是を智術賢行の士の當塗者に容れられざる所以なり、以上を六大段とす、六大段は法術の士の當路と事を異にせるを叙述せしなり、

是當塗者之徒屬、非愚而不知患者、必汚而不避奸者也。大臣挾愚汚之人、上與之欺、主下與之收、利侵漁、朋黨比周、一口惑主、敗法以亂士民、使國家危削、主上勢辱、此大罪也。臣有大罪而主弗禁、此大失也。使其主有大失於上、臣有大罪於下、索國之不亡者、不可得也。
 (字義) 當塗者之徒屬とは、當路の大臣に空しく從屬するものを云ふ、○主上勢辱の

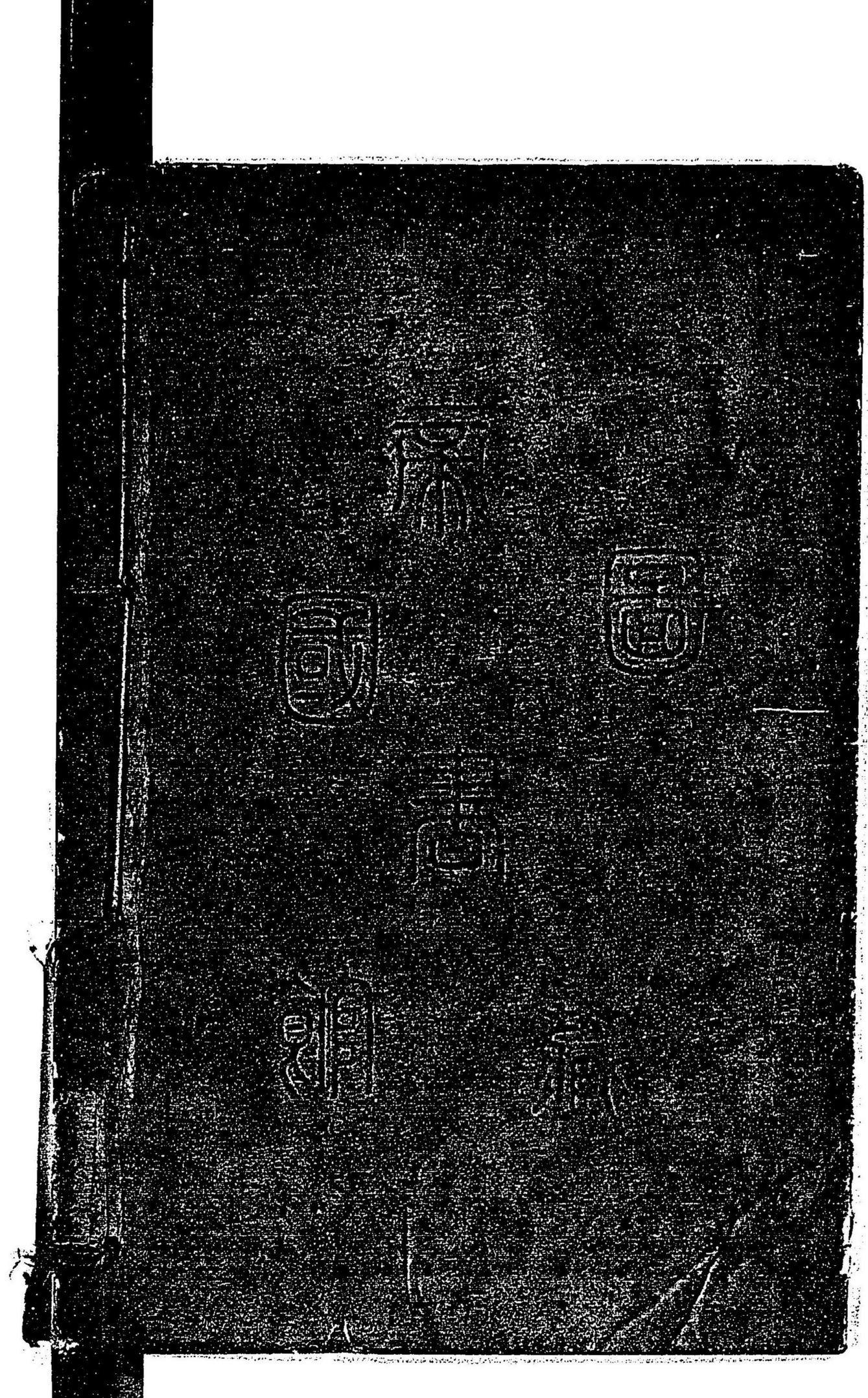
辱の字は、勞の字に一本は作れり從ふべし、

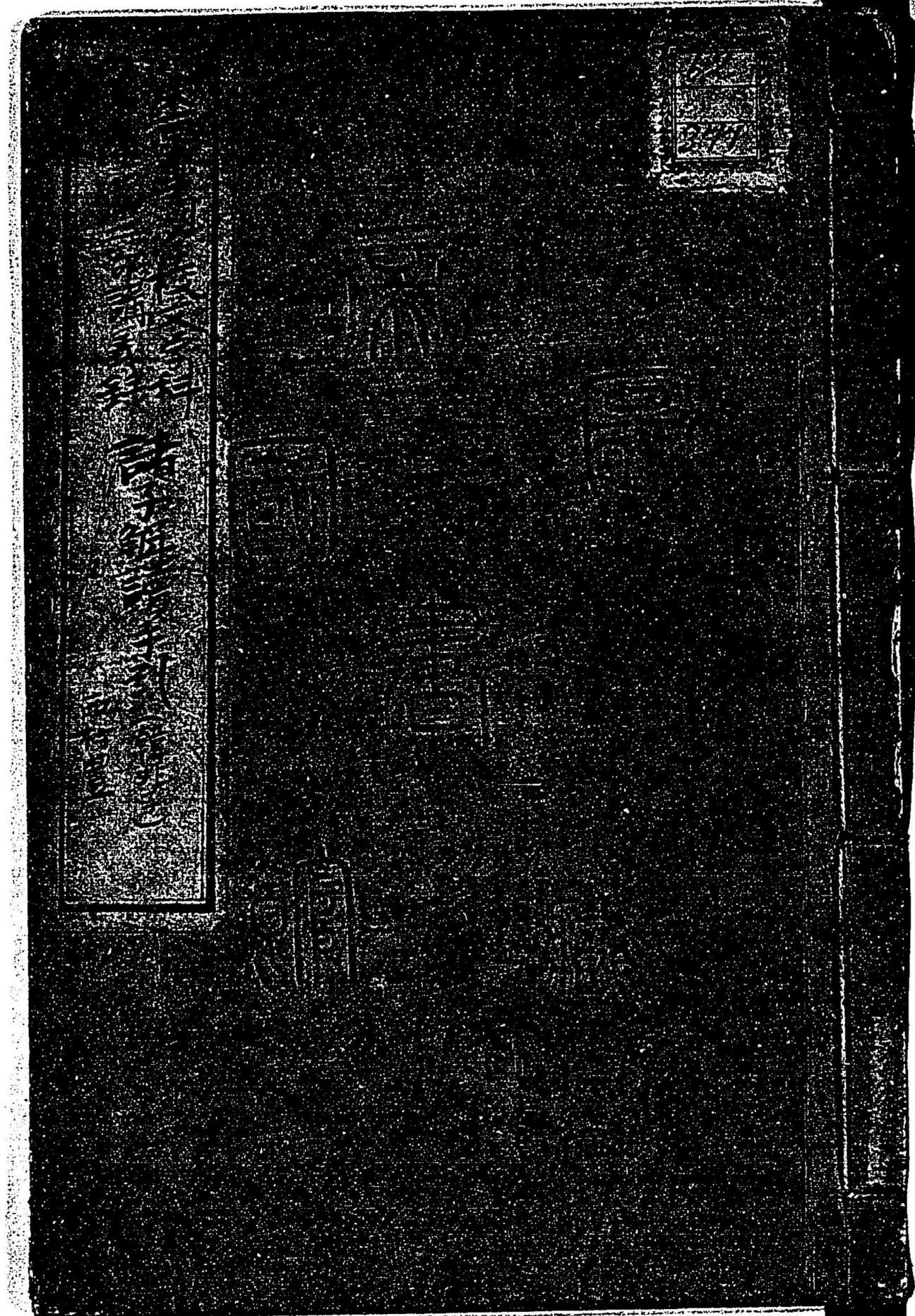
(講義) 智謀法術の士に反し、徒に唯々諾々として、當塗者の命之れ從ふものは是を愚にして思を知らざるものにあらざれば、必らず其心利祿に汲々として奸惡の事を爲て辭せざるものなり、當塗者この人物を使役して上は主を欺惑して、その耳目を蔽ひ、下は收斂培克すること、漁者の魚を取る如くにし、又己れの黨與は、一致團結して口を一にして主を眩惑して法を敗り、士民を亂たし國家をして危殆に主上の勢力をして滅殺せしむ、かく大罪を犯すも、人主已に蟲惑せらるゝを以て、その之を禁するを知らず、その主は大失の主と爲り、臣は大罪の臣と爲り、上下共にかくの如くにして國の亡ひざらんを得んとするも得べんやと、以上を七大段とす、七大段は主人の當塗大臣に籠せらる結果を述べ、初段の智術の士は人主に信愛せられざるに反應して一篇を收束せり、

諸子解讀手引 (完結)

62
341

又三三四三





201848-000-0

62-371

諸子解讀手引

西村 豊/述

[刊年不明]

EDA-0158



62
271

東亞書院校文科
諸子解讀索引
西村豐

諸子解讀索引